

第3回世田谷区本庁舎等整備施工者
選定手法等検討委員会
会議録

世田谷区

第3回世田谷区本庁舎等整備施工者選定手法等検討委員会 会議録

[日 時] 令和元年8月2日（金）13時00分～14時30分

[場 所] 世田谷区役所 第二庁舎5階 第5委員会室

[出席者] 検討委員：浦江真人、遠藤和義、岡田篤、蟹澤宏剛、進藤達夫、角田誠
（以上、五十音順）

事務局：松村庁舎整備担当部長、佐々木施設営繕担当部長
渡邊経理課長、佐藤庁舎整備担当課長、鳥居施設営繕第二課長
高野公共施設マネジメント推進課長、他事務局員5名
明豊ファシリティワークス株式会社
（世田谷区本庁舎等整備実施設計等CM業務委託受託者）

[次 第] 1 開会
2 議事
（1）検討委員会報告書（案）について
（2）今後の検討について
（3）検討委員会資料の公開について
3 閉会

発言者	発言内容
委員長	<p>お暑いところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、第3回世田谷区本庁舎等整備施工者選定手法等検討委員会を開会します。本日もよろしくお願ひします。</p> <p>本日は、都合により中埜委員が欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>それではまず初めに、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日の配付資料でございますけれども、次第の次に資料の一覧表をおつけしておりますので、こちらでご確認をお願いいたします。</p> <p>本日の資料は資料1から資料3までとなっております。資料1の報告書の添付書類として、また資料1から幾つかついてございますけれども、本日の資料自体は、報告書と今後の検討についてと今回の検討委員会での資料一覧の3つでございます。ご確認いただけましたでしょうか。</p>
委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。議題（1）検討委員会報告書（案）についてですが、前回までの委員会での議論をもとに事務局と打ち合わせながら報告書の案を作成しておりますので、内容をご確認いただきたいと思います。内容については事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、資料1につきましてご説明をいたします。</p> <p>お手元の資料1「世田谷区本庁舎等整備施工者選定手法等検討委員会報告書（案）」をお手元にご用意ください。こちらについてご説明いたします。</p> <p>まず目次をお開きください。全体の構成はこちらのとおりでございます。2と3が世田谷区からの説明ということで、4が選定方式と発注方式についての委員会からの提言で、5が今後の課題、このような構成にしております。</p> <p>それでは、2ページをご覧ください。内容につきまして主なところをご説明してまいります。1の世田谷区本庁舎等整備施工者選定手法等検討委員会についてとして、目的、委員会の委員の方々の名簿、そして委員会の開催日時を示しております。第1回の6月18日の一番下の項目ですが、サウンディング型市場調査につきましては、区が実施しましたということを明記しております。</p> <p>次の4ページをご覧ください。この「世田谷区本庁舎等整備の概要について」では、後で出てきます本工事特有の要求事項となることを説明しております。1段落目のタイトルのすぐ下の部分に、本委員会としての検討を始めるに当たって、「本工事の状況を把握するため、必要な図面等資料の提供を世田谷区に求め、設計の条件を確認し、検討を」始めたということを記しております。</p> <p>「（1）の本事業の概要」では、こちらもこれまで委員会でご説明</p>

発言者	発言内容
	<p>した部分でございますが、2段落目「基本設計においては、保存・改修する区民会館ホールを除き、東棟、西棟の2棟の免震建物で本庁舎等を構成する計画としている。また、現敷地内での整備を行うことから、既存庁舎設備の配置、工事期間中の執務面積確保、災害対策本部の機能の維持等を考慮し、東敷地を2期、西敷地を3期に分けて建設する計画として」おりますということで、最終的には一体となる免震の建物を2期、3期に分けて建てる計画であることも前提の部分としてご説明を加えました。</p> <p>以降6ページまで、前回ご説明した建築、電気、設備が一体となって工事を進める必要があるという部分を改めて記載しております。</p> <p>6ページのウの部分でございますけれども、こちらの構造計画は、中埜先生からいただいたご意見を踏まえた構造的な観点からの特徴となる部分を示しております。</p> <p>7ページには、建物のどこに工期ごとの分割線が入るかを示した図面、それから8ページにつきましては工程表を載せております。工程計画につきましても、工事期間中も敷地内での区役所運営に必要な庁舎面積を確保する必要があり、それぞれの、東敷地、西敷地の工期の終わりが一致していかなければいけないという、こちらも特徴として示しております。施工に当たって詳細の工程管理が求められるという部分です。</p> <p>9ページでございます。こちらには、サウンディング型市場調査の実施について、参考として記載しております。前回ご指摘もいただいた部分もございますので、300社を対象とし、5者から回答を得たと。5者の回答のうち4者、また5者中5者など、回答いただいた方からの大部分のご意見を掲載しております。</p> <p>10ページをご覧ください。10ページは、世田谷区の建設工事における業者選定の現状ということで、現状の世田谷区の建設工事における業者選定の特徴について経理課から説明をした部分を載せております。入札方式につきましては、一般競争入札の施工能力審査型総合評価方式というのを取り入れてはおりますが、「今回のような大規模かつ難易度の高い工事で区外業者も参入する入札の業者選定への適用には課題がある」というところで説明を加えている部分です。</p> <p>11ページの4からが提言になります。世田谷区本庁舎等整備施工者選定手法等について（提言）。こちらは読んでまいります。「委員会では、本事業の特徴と区の建設工事における業者選定の現状等を把握し、『選定方式』『発注方式』について、3回の委員会にわたり議論を行った結果、次のとおり提言する。」。（1）で選定方式、四角の中ですが、「制限付一般競争入札とする。」、また「総合評価方式の技術提案評価型（S型）を導入する。」。</p> <p>下の説明として、「本事業は大規模な公共工事発注であることか</p>

発言者	発言内容
	<p>ら、透明性、公平性、競争性の高い一般競争入札となるが、高度な技術を保有した施工者を選定する必要があり、入札参加者に一定の資格、施工実績等の条件を付けた制限付一般競争入札とするべきである。</p> <p>参加事業者が上記の条件を満たしていることを確認・評価するためには、価格だけでなく、実績や施工技術等を総合的に評価し落札者を決定する総合評価方式を採用することが必要である。総合評価方式にも様々な形式が存在するが、本事業においては以下の点に考慮し、『国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン』に定義される、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上を図る技術提案評価型S型がふさわしいとの結論に至った。</p> <p>本事業は設計・施工を分離発注する方針であり、要求事項は設計図書に反映されることから、設計の変更を伴うような提案を求める必要はないこと。複雑な工事手順を踏むことに対し、施工上の工夫に対する提案を求める必要があること。提案の例にはサウンディング調査などで伺った意見を挙げております。</p> <p>「なお、世田谷区では初めての導入となるため、技術提案評価型総合評価方式の制度構築について、区において検討を行う必要がある。また、総合評価方式における具体的な評価項目については、本事業特有の要求事項を踏まえた検討が必要である。」ということで、後半の検討にもつながる部分を加えております。</p> <p>12ページをご覧ください。発注方式につきましては「工期、工区、工種に関する分割は行わず、全て一括での発注とする。」「区内事業者の受注機会の確保及び地域経済振興の施策については、準備工事や既存庁舎内の改修工事を別発注することや、総合評価の具体的な評価基準に配慮することを検討する。」</p> <p>工期・工区、工種の説明ですが、工期と工区については共通する部分がございますので1つの項目にしております。</p> <p>規模及び単位面積当たりの重量の異なる各工期の免震構造の建物を一体化する本工事においては、各工期の建物の沈下量を継続的に計測しつつ、かつ供用開始後の沈下量変化も予測しながら一体化するなどの慎重な施工が必要と考えられる。加えて、建物一体化時に当初予測値との誤差が認められた場合には、その適切な吸収方法を検討しておく必要がある。これらは、いずれも理論的には解決可能ではあるが、施工時には信頼性ある方法で確実に実施される必要がある。したがって、全工期を通じての責任体制や連携体制の構築が重視され、本工事は全工期を通じて一括発注されることが必要との結論に至った。更に、本工事は免震工法と耐震補強工法が混在する建物であり、挙動の異なる建物間で地震時の干渉、衝突等による不具合が生じないように施工することが重要である。また、設備につ</p>

発言者	発言内容
	<p>いても、最終的に一つのシステムとして機能する各種設備工事を段階的に施工し仮使用開始後に接続する必要がある。これらの技術的課題は前述の工期だけでなく、工区の分割についても重要な論点となるとの認識に至った。</p> <p>東西に分かれた本計画において、東西敷地をそれぞれ異なる施工者が施工する場合、接続時における不具合や事故が起きた場合の迅速な対応に課題が生じると考えられるのみならず、分割された狭小な敷地内での施工ヤードの確保、東西の庁舎をつなぐインフラの維持、敷地中央道路下での既存地下通路の解体及び新設地下通路の構築等、施工作业自体が困難になると考えられる。以上を踏まえると、責任体制や連携体制の構築の観点から、工区についても一括で発注することが必要との結論に至った。」。</p> <p>工種につきましてです。「工種毎の発注区分については、3章で示したとおり世田谷区はこれまで工種毎に分けて発注する『分割発注』を実施してきたが、本事業においては『分割発注』と全工種を1つの事業者が発注する『一括発注』の双方の特性を改めて確認したうえで、以下に示す『他の事業にはない特有の要求事項』に対し、工種間の連携強化と工事責任の明確化により、リスクの最小化を達成するため一括発注とすることが必要との結論に至った。」。</p> <p>その3つでございますけれども、「緊急時の早期対応が可能な各工種間の連携による6年間の全工事期間中の絶え間ない庁舎機能維持と区民及び区職員の安全確保」、2つ目として「3つの工期とその間に行う移転・引越等を、多数の関係者が輻輳する中で、区民に周知した日程どおりに遂行させるスケジュール管理」、3つ目が「本体建物工事に関連して発生する敷地内外の電気、ガス、水道、情報等の既存インフラを一時も寸断させることなく切り替えるために必要な本体建物施工者と各インフラ事業者との密接な事前調整と抜け漏れのない情報管理」、また、この次に、前回委員にいただいたご意見をもとに、「一括発注とすることにより、各工種の施工情報を一括して管理することが可能となるため、工事中の建築、設備との取り合いなどの各工種間での施工の調整、進捗状況の確認等が可能となり、更に、竣工時期が異なる建物の竣工後の修繕・維持管理といったファシリティマネジメントに活用できるBIMデータの構築も可能となるとの意見もあった。」。</p> <p>次の段落は、今までの工期、工区、工種を一括して「世田谷区の建設工事における業者選定の現状や、区において近年進められている比較的大型の拠点整備工事の現状と比較しても、今回の本庁舎等整備は100年に一度の大規模かつ難易度の高い工事であることから、『他の事業にはない特有の要求事項』の実現に合致した、全てを一括発注とする方式が必要との結論に至った。」としております。</p> <p>次の14、15ページは今後の検討についてということで示しており</p>

発言者	発言内容
	<p>まして、後半の審査項目の検討などにつなぐ部分としてつくっております。「昨今の社会情勢や建設市況を踏まえ、施工者選定を適正かつ公正に行うために、以下の事項について、さらなる検討を進め、決定する必要がある。検討にあたっては、具体的な技術提案の項目や公平・公正な審査の進め方を定めていくために、専門的立場から検討していくことが必要である。</p> <p>(1) 入札参加者の形態、「高い施工技術力を持った施工者を選定する必要性を前提としながらも、共同企業体での参加も可とするか等、事業者参画の機会のあり方を検討していくことが求められる。」。</p> <p>(2) として地域経済振興の方策、「本事業では既存庁舎解体工事、本体建物新築工事及び外構工事に付随して、様々な関連整備工事が同時進行する。本事業特有の要求事項の達成を優先としながらも」、次に例示をしましたが、「本工事の安全性や建物性能の確保に影響のない範囲で、先行的に行う解体・改修などの分離発注を検討し、区内事業者の受注機会の確保に努めていくことが求められる。また、本事業は世田谷区が発注する事業の中でも非常に大きな金額規模であり、区内への経済振興に与える効果とその期待は大きいと考えられる。総合評価方式の評価項目に区内調達発注金額の提案を設定するなどの経済地域経済振興に資する方策を検討していくことが求められる。」。</p> <p>(3) で工期の適正化としまして、サウンディング調査ですとかいろいろなところで工期が不足しているのではという意見も踏まえた項目をつくりました。「サウンディング型市場調査の結果から伺えるように2018年7月改正の『働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律』施行により、建設業界においても4週8閉所への変革が進められている。また、昨今課題となっている建設資材の納期についても、現時点では工期への影響を無視できない。2020年施行の改正建設業法に示される工期適正化に向けた方針に加え、入札不調リスクを回避するべく建設事業者の繁忙状況を踏まえた現実性のある工期設定が欠かせない。サウンディング型市場調査の結果を参考に、国の動向も注視しながら、今後の実施設計の中で検証を重ね、実態を踏まえた適正な工期とすることが求められる。」としました。</p> <p>(4) の総合評価方式の評価項目を少し例示してみました。「工事期間中の区民及び職員の安全性・利便性を確保し、工事が円滑に遂行されるよう、本施工者選定の総合評価方式では、以下に示す視点を参考に、入札参加事業者に求める具体的な評価項目を検討していくことが求められる。」。</p> <p>6つ挙げておりますが、1つ目が事業者の業務実施体制、また、安全に配慮した施工計画、建物品質確保のための施工上の配慮、事業スケジュールに即した円滑な工事の遂行方法、区内の経済振興と</p>

発言者	発言内容
	<p>事業者育成の方策、こちらは先ほどのBIMデータを念頭に置いておりますが、将来のファシリティマネジメントを有効に機能させるための方策というところで、大方施工に関するところの評価項目として挙げられるのではないかとということで書いてみました。以上が報告書の案でございます。</p> <p>そこに委員会で使った資料から関連する部分として、ローリング計画の考え方、それから、どこで分割されるかという平面図、資料3として仮設計画図です。これは前回説明した設備等の切り回し、それから資料4として工程計画、資料5として区民会館の改修内容、サウンディング調査の結果、概要として資料6、こちらは、裏面をご覧ください、回答者数は5者中何者ということ、また、意見につきましても何者からあったということがわかるようにしております。</p> <p>そして資料7として法律の改正に関する情報提供、資料8といたしまして、総合評価方式についてということで、国交省のガイドラインの抜粋を載せております。</p> <p>以上で資料1のご説明でございます。</p>
委員長	<p>ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。</p> <p>特に発注区分の工種のところですね、報告書でいいますと何ページになりますかね。</p>
事務局	12ページです。
委員長	12ページの一番下の工種についてというところが、もう少し議論したほうがいいのではないかというお話がございました。全体を通して、一字一句というわけにはいかないですけども、大きなフレームのところでご質問、ご意見がございましたらいただければと思っております。
委員	<p>1点、11ページ目の選定方式のところの一番最後の行です。「なお」書き以降のところですが、「世田谷区で初めての導入となるため」はいいと思いますけれども、「制度構築について、区において検討を行う必要がある。」というのは非常に曖昧に書かれていて、何を検討するのか。本事業に対しての検討が必要なのか、それとも制度自体に関して検討が必要なのか。それが少し曖昧なので、さらに「また、総合評価方式における具体的な評価項目については」、これは本事業のことを言っているような気がしますけれども、そうやって考えると、「区において検討を行う必要がある。」というのは、全般的に技術提案評価型総合評価方式を検討する必要があるという意味なのでしょうか。</p>
事務局	これは表現の拙いところがありますけれども、先ほどの最後のほうのページで書いたようなことを言っているものでございまして、技術提案評価型総合評価方式自体を議論するという話ではないつも

発言者	発言内容
	りで書いております。
委員	いずれにしても、ここは4として世田谷区本庁舎等整備施工者選定手法等についての提言なわけですから、本事業についての提言だということですね。それ以外のことは余り書かないほうがいいと思いますけれども。これは議論しましたっけ。
事務局	しておりません。
委員	少しそこが気になりました。
委員長	これは今のお話からすると、「区において検討を行う必要がある。」は、本事業への適用に関して制度を構築するということですね。
事務局	そうです。
委員長	これで今回うまくいって、また次に大きなプロジェクトがあれば、これを手本にするかもしれないということですが、それは論外の話なので、今のような形でしっかり読み取っていただけるような書き方に。その後に「本事業特有の」というのが出てくるから、そういうふうに読めてしまうということがありますので。
事務局	少し表現を変えます。
委員	最初の例えば2ページの目的のところですが、これを読むと、この検討委員会が自然に降って湧いたような感じの書かれ方になっていて、例えばこの報告書は誰宛てに書かれた報告書で、この検討委員会がどういうプロセスでできたかというようなところがあつたほうがいいと思いますので、この報告書の中に入れるのか、それともこの前にそういう経緯、プロセスがあるのか、あればいいんですけども、その辺はどうでしょうか。
事務局	他自治体では、こういう部分は最後に書いたものはあつたりしますが、説明を提言の外に出したほうがじっくりくるといふご意見でしょうか。
委員	いや、この検討委員会は誰が作ったのかという。
事務局	区ですね。
委員	区のどういうプロセスでこの検討委員会ができたのかというところが書いてないですね。
事務局	報告書全体を委員会主語で書きますけれども、少しその辺がわかりにくいということですね。
委員長	これは平成28年ぐらいにこのプロジェクト自体は検討が始まって、プロジェクトのフレームが決まって、設計も、そこでもう設計施工一貫ではないので、設計施工分離でスタートするということと、ローリングでやるというようなことを前提にして、それはあるプロセスでもう決まっていたわけですね。それに基づいてプロポーザルをやって、完成したものに対して発注方式も含めて検討するということはいつ決まっていたのですか。平成28年のときには、どういうプロセスで決めていくということは決まっていたのですか。
事務局	そうですね。ただ、基本設計、例えば施工と設計を一緒にするよ

発言者	発言内容
	うなデザインビルドか、今回のような実施設計で工事施工者を決めていくということにするかどうかというのは、その段階で検討しておりますので、その辺の経緯を載せたほうが確かにわかりやすいと思います。
委員長	委員がおっしゃるように、もっと前のプロセスでいろんな意思決定をしたことによって、ある種の選択肢が狭められて今回こういう検討の範囲が決まっているわけですね。ですので、少しその辺を書いていただいて。
事務局	至った経緯というところで。
委員長	設計施工一貫としてだっ、当時あったかもしれないですけども、それは排除したわけですね。
事務局	そうです。検討の結果、排除しています。
委員長	それからあと、プロポーザルをやるときに、今、公的プロジェクトでも増えていますけれども、実施設計つき施工者選定といった方法もないことはなかったわけですね。というようなことは、これまで選択せずにここに至っているという。これは確かに我々にとっても、何でこういうことを、例えば工区の分割の位置とか、あるいは他にも幾つかいろいろあって、既に資料として出ているものは、この検討委員会、この検討の与条件になっているわけですね。つまり与条件が作られてきたプロセスについては、若干記述していただいたほうが、報告書としてはいいかもしれません。
事務局	わかりました。目的のあたりを修正したいと思います。
委員長	委員のおっしゃったのはそういうことでよろしければ。
事務局	基本構想の際の記載としましては、施工者選定方式、このときは設計、工事分離が決まっていて、施工者選定方式について、施工能力を確保することを前提に、今後適切な選定方式の採用に向け検討していきますということしか書いていません。 その後、基本設計の終わりの際には、設計の内容も大分進んでいったということも含めて、業務体制、技術提案などの総合的な評価も含めて最適な施工者を選定する手法等を検討する必要があるというような表現に変わって、これを受けて委員会を設置したということになりますので、この辺の経緯を記載したいと思います。
委員長	それは何という文書に書いてありますか。
事務局	基本設計図書の中に書いてあります。
委員長	それは設計者の方から出てきた内容ではないですね。
事務局	基本設計図書というか、世田谷区として策定した基本設計の最後に記載しています。
委員	発注者側の要求条件としてということですね。まず、最初にそれがあったということです。
委員長	その辺を少し補足していただいて、要するになぜこういう検討をしなければいけないかという、それまでのプロセスを簡単に振り返

発言者	発言内容
	<p>っていただくということをお願いしたいと思います。 委員はいかがですか。</p>
委員	いや、特に。
委員長	<p>提案自体は、委員会、私の名前が初めに書いてありますけれども、責任重大でございまして、この委員会で決めたということになりますので、内容についてはしっかりチェックをしていただく期間はどのくらいとらせていただけますか。お読みいただいて、それぞれ意見をいただけるような、委員の皆様が意見をいただくようなリミットというのは。</p>
事務局	来週中ということでもよろしいでしょうか。
委員長	いかがですか。
委員	少し文章が長いですよというのが何カ所かあります。そこだけ少し指摘すれば、僕はもう他は言うことはありませんので。
委員	<p>12ページ目の工期・工区のところ、一番最後のパラグラフです。「東西に分かれた本計画において」云々かんぬん、云々かんぬんで、これは相当文章が長いですね。「と考えられる。」、これは4行半にわたっています。これはちょっと幾らなんでも長過ぎると思います。 それからあと13ページ、一番最後のパラグラフもずっと書いてあって、「今回の本庁舎等整備は」云々かんぬん、「工事であることから、」云々書いてある。ここで「ある。」で切って、よって、こういうことが重要であるという議論に至ったということだと思います。</p>
事務局	ありがとうございます。
委員長	<p>「はじめに」のところもちょっと文章、通りが悪いところがあって、下から2つ目の「本委員会では、」は話がよれよれとなっているのがあるので、この辺は私が自分で直します。 内容について持って帰っていただいてチェックしていただくというのは可能でしょうか。</p>
委員	1週間ですね。
委員長	<p>お盆前ということですね。お盆前までに入れていただくと。同じところを複数の直し方をされる可能性もあります。先生方の直し方がかち合ったりする場合がありますので、最終的には私のところに全部事務局のほうで修正したものをいただいて、私にお任せいただくということでもよろしいでしょうか。修正が全部終わった段階でもう1回お流しすると。最終確認というようなことで。それは大体いつごろのタイミングになりますかね。9月の議会に提出する。</p>
事務局	9月4日に議会に正式なものとして報告したいので、その前に修正確認をいただきたいと考えています。
委員長	それは数日でいいと思いますので、最終確認に与えていただく猶予というか、それはもう修正が全部終わったものをもう1回念のため確認していただくということで、8月の後半というようなことで

発言者	発言内容
	いいですかね。
委員	そうすると、きょう話の出た内容というのは。
事務局	修正したものを直ちにお送りします。
委員	送っていただいて、それを直せばいいということですね。
委員長	今日いろいろ出た意見は反映したものを早急にお送りいただいて、お盆前ということでよろしいですね。
事務局	よろしく願いいたします。
委員	1点よろしいですか。9ページ目に参考というところがございますよね。これはサウンディングの内容だと思いたしますが、これはこの位置でいいですか。3や4の後ろというわけにはいかないかなという気がしますので、2の最後ということでもいいとは思いますが、少し唐突かなという気がしますので、唐突に9ページ目の参考が出るのではなくて、何かタイトルみたいなものをつけて参考という形になったほうが読みやすいというか、内容としてはそのほうがよろしいのではないかなというような気がします。工程表があつてそのことに関して説明があつて、急に参考となつても。
事務局	最初はサウンディング調査ということで、項目立てをしておりました。確かに唐突というところでもございます。エの工程計画の最後に言葉を補って、その参考として、何かをここに挟むというような。
委員	オ、その他と書く。だから、そのようにしてとかね。
委員	サウンディングと市場調査の報告はこの委員会で受けているわけですよ。
事務局	そうです。
事務局	この章は区からご提供した資料で、これをもとに検討いただいたということでこの位置に入れています。なので、ちょっと書き方、位置的には工夫します。
委員	ここでいいと思いますよね。少し唐突なので、項目をやはりオ。何とかとつけていただいたほうがよろしいのではないですかね。内容が違いますから。
委員長	「調査結果からは」というところは、我々は確かに聞いた内容で、これをもとにしていろいろ選定方式について参考にしているわけですが、それより上のところというのは、サウンディングの必要性とか、これは委員会とは独立してこれをもんだということがあつて、書かれている内容の意味が少し違うような気もしますよね。これは事務局として強く留意されているのは、この委員会の中で行われたことではないということを強調したいので、こういう一見微妙な扱い方をするとということですが。サウンディング調査の概要、それから、そこで報告された内容をどのように扱うかだと思います。
事務局	例えば、3の世田谷区の建設工事における業者選定の現状があつ

発言者	発言内容
	て、今まで大きなものがないという中でサウンディング調査をやりましたと。
委員長	3の後についてもいいような気がします。
事務局	検討して、それも修正してみます。
委員長	<p>3の後というのが、座りがいいかもしれないですね。提言より前に出ていけばいいような気もしますね。</p> <p>では、いろいろご意見をいただきましたので、それを修正していただいて、早急にお送りいただいて、お盆前までにお戻しいただくということで、そのように決めさせていただきます。よろしく願います。</p> <p>それでは次に議事の（2）ですけれども、今後の検討についての説明を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	では、経理課長から資料2に基づいて、今後の検討についてご説明申し上げます。まず1点目の区の考え方ですけれども、施工者の選定手法については、本委員会ですね。
事務局	<p>A4、1枚の資料、資料2「今後の検討について」でございます。</p> <p>区の考え方ですけれども、施工者の選定手法等については、本委員会であります世田谷区本庁舎等整備施工者選定手法等検討委員会の検討を受けまして、区では、従来からある世田谷区入札参加者等選定委員会で審議を行いまして、区として選定手法を最終的に決定する予定でございます。この委員会においては、工期、工区、工種を一括して技術提案評価型（S型）総合評価方式による施工者選定を行う方針が示されたところで区では、このS型の実施が初めての試みであることから、今後、要綱の策定や詳細な落札者の決定基準の作成をしていかなければならない状況がございます。</p> <p>また、技術提案を評価するに当たっては、専門的かつ相当高度な知見が必要と考えており、現行の選定委員会でその任を全て行うのは困難であると考えてございます。</p> <p>2点目の今後の検討についてですけれども、この総合評価方式（S型）の実施体制につきましては、新たな評価体制（評価組織）が必要であると考えてございます。その役割につきましては、想定ですけれども、具体的な事業者の募集要件や、それに伴う評価項目、また、評価方法の検討、あわせて技術提案の具体的な評価などを行う組織が必要ではなかろうかと考えてございます。またあわせて、メンバー構成についても、今後の検討に必要な専門的知識を有する、専門分野の学識経験者の参画を検討していく必要があるのではないかと考えてございます。</p> <p>米印に、従来の世田谷区入札参加者等選定委員会の委員を記載しております。両副区長、副区長2名と世田谷総合支所長、政策経営部長、総務部長、教育次長のメンバーが通常であれば入札参加者等選定委員会を開催し、決定しているところでございます。</p>

発言者	発言内容
	私からは以上でございます。
委員長	<p>ただいまの事務局の説明に対してご質問、ご意見はございますでしょうか。</p> <p>読んでわかりますけれども、我々の検討結果報告を受けて、米印のついている世田谷区入札参加者等選定委員会が審議して、その検討結果に対して判断する。検討委員会ではこういうことが示されたところであるが、世田谷区では、技術提案評価型総合評価方式に基づきで、米印のついている選定委員会でやるというのはなかなか難しいということが書いてあります。</p>
事務局	はい。
委員長	その後、米印のついていない検討委員会が2で、今後の検討についてということですか。それとも、今後の検討についての中で、実施体制の中に書いてある評価体制が米印のついていない検討委員会をもう少し形を変えたようなものを行うという意図で書かれているのでしょうか。それとも、今は決まっていなくても、とりあえず仕切り直しですよということですね。
事務局	<p>※印の既存の選定委員会というのは、具体的には議案にかかるようなある程度の規模のあるものについては、契約担当所管課だけではなくて、どのような資格の業者にするのか、適格性等についてその委員会の中に諮って決めてきております。入札及び契約事務に係る基本的な事項もその中で決めていきますけれども、今般は一括方式で、さらに技術提案S型総合評価方式という本検討委員会のご提言を受けて、それについてこの既存の委員会にご報告し、決めていくこととなります。</p> <p>ただし、この先、これを具体的に進めていくためには新たな要綱が必要ですし、その中ではさまざまな物事を決めてく必要もございりますが、既存の選定委員会ではそこを決めるにも難しいと考えており、その辺についてまたご意見を頂戴しながら、どのような組織がいいのか等についてこの委員会にご相談申し上げているような次第です。</p>
委員長	只今事務局から説明がありましたが、何かございますか？
委員	総合評価落札方式をとる場合に、例えばこの選定委員会というのがあって、そこが落札事業者を選定するわけですが、そこが技術提案の審査とかそういうのもやる場合と、選定委員会の下に審査委員会があって、その審査委員会が技術提案の審査をやって、その結果を選定委員会が判断して選定するという2つのやり方がありますけれども、それはどちらをとられる予定ですか。
事務局	そこもまだ具体には決めてはいませんけれども、入札参加者等選定委員会、既存のものは入札者を決定するものではなくて、どのような規模の業者に発注したらよいかといったような、例えば、これは区内事業者でできるのかどうかとか、区外事業者を入れない

発言者	発言内容
	<p>とできないとか、そのレベル感ぐらいは、区内の事業者情報の中から、これは大きいからJVにしようとか、そういった発注要件を決めているようなところがある。あとは具体的には入札になっていますので価格勝負になっていくわけですがけれども、本庁舎については価格も含めた総合評価方式になるものですからどのような評価に基づいて決めていけばいいのか、この委員会では判断が難しいので、下部組織というのか、審査組織というのか、判断する上で必要な助言やご提言をいただくようなものを設置しないと多分できないのではないかと考えております。</p>
委員長	<p>そうすると、今後の検討についてという内容は審議事項ですね。</p>
委員長	<p>とすると、今、委員がご質問されたような総合評価方式の実施体制が独立した委員会なのか、それとも米印の選定委員会の下にぶら下がる組織なのかとかは、おおよそどういふふうになるのかというのは一応知りたいなというふうに思うのは当然ではないかと思えます。</p>
委員	<p>選定委員会のこの中で唯一委員なものですから。この入札した結果を最終的に決めるのは区長ということになります。区長に選定委員会はこういう形で入札をするのがよろしいのではないのでしょうかということで了解を得るといふ形なものですから、委員がおっしゃった後者の選定委員会というのは、区長に具申をするための区の責任ある組織ということで位置づけて、ただ、専門性がないものですから、その委員会の専門性を担保していただくための特別の組織として位置づけていただくというのがあるがたいのではないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員長	<p>そうすると、ここで出ている、米印のついていないほうの委員会で審査した総合評価の専門家による審査の結果をそこに独立して結果を報告して、それが区長に報告されるというようなことですね。</p>
事務局	<p>下部組織という具体的なものよりは、新たに設置する委員会からの意見等を踏まえて、区の責任ある選定委員会が区長に、こういった学識の経験者の方々、知見の方々からはこういうようなご意見をいただいて委員会として決定したいとして報告するということです。</p> <p>下部組織として作るかどうかということよりも、この事業特有にやっていくためには、具体的に今後技術提案等を評価していく中で、どういった知見の方々が本当に必要なのか、その上でどんな評価項目とすべきかなどを検討していただくような、そういう組織ができればその中で課題等ご議論をいただきながら要綱を設定し、さらに具体的に評価点や要素、配分だとかを考えていただくものと思っています。</p>
江委員	<p>それは、設計者選定のプロポーザル方式とかと同じスキームではないですか。わからないですけれども。</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>基本的にはそうだと思います。今回で言うと、前段で言うと、まだ落札者の決定基準の中味について、やはり専門的なアドバイスをいただく場面が必要であると思いますし、実際の応募後の審査でも、技術提案の中味の審査についてはやはり専門的な立場の方からの審査が必要だということですので、その結果を、今想定しているのは、この既存のような選定委員会に上げていただいて最終決定するということイメージしていますので、そういう方法でいかどうかも含めて、この次のステップとして、まずこの選定方法でいくよというのを入札選定委員会で決定することになりますので、その時点で、その進め方も確認をしていくということになるかと想定しています。</p>
委員長	<p>わかりました。状況はよろしいですか。ここにある総合評価方式の実施体制については、米印の選定委員会でその組織の概要とかというのを決めるのではなくて、もちろん我々が決めるわけでもなくて、事務局が新たにそういう評価体制を作るということですね。事務局が評価体制を作って、それは独立して評価をして米印の選定委員会に報告して、さらにそれが区長さんに上がっていくというようなことですね。ということでよろしいですか。委員、いいですか。</p>
委員	<p>今度できる委員会は、米印の委員会から何か付託をされる委員会でもないですか、独立している。</p>
委員長	<p>独立していなかったら報告する必要はありませんから、やはりそうではないですか。メンバー次第ですよ。専門家だけでやるのか、それはよくわからないですけども。基本は独立した委員会であると。それはでも事務局で決めていただくことなので、我々が決めることではないような気も。手順としてはね。</p>
事務局	<p>付託するという具体的な想定ではなかったのですが、どういうスキームにせよ、入札参加者等選定委員会の中で結論が出せるようにしなければいけない仕組みの中で、今のメンバーでは到底判断できないので、ご助言をいただく組織が必要だろうということがまず1つあります。これが下部組織への付託になるのか、それとも事業体としてこういうものがあって、むしろ選定委員会に意見を申し上げていくのか、そこは具体的に考えていく必要が今後ございます。</p>
委員	<p>区内の要するにどこが、誰が設置するかも含めてこれからご検討いただくということですね。一番いろんな手続上矛盾のない方法で、行政ですから、何かの根拠があってつくらなければいけないですね。</p>
事務局	<p>只今の説明で大変恐縮ですけれども、今度は具体的な入札の手続になっていくので、今度は我々のほうが経理課の立場として、新たな会を運営していかなければいけないので、いろいろご意見をいただくことも含めて整理しなければいけないなと思っています。</p>
委員長	<p>その辺の整理、仕切りを、報告書の改めたものを送っていただくときに、もう少し概要を固めていただいたような内容もメールで結</p>

発言者	発言内容
	構ですのでお送りいただいたほうがいいかなと。メンバーの構成についてというところで、「今後の検討に必要な専門分野を有する学識経験者の参画を検討する。」ということで、委員が誰になるかというのを検討するということを書いてあるということですね。
事務局	そうです。
委員	<p>今までの説明と重複する部分もあるかと思いますが、選定委員会が実際にどのような評価をしなければいけないか、その評価項目について、実際に応募されたものに対してどういう評定をするか、またそのための組織が要るのか要らないのか、どの様な位置づけで作ったほうがいいのかですとか、具体的にどのような評価項目にすればいいのかということ、区の従来やり方では当然できないだろうというのは考えています。別組織の委員会へ諮問の形をとったほうがいいのか、下部組織の形をとったほうがいいのか、2段階にしたほうがいいのか、1段階にしたほうがいいのかというようなことも含めて我々は経験がないものですから、ぜひご意見をいただいでいきたいというところが今申し上げた話です。</p> <p>その中で、今おっしゃっていただいたような部分でいくと、資料に書かれている中でいきますと、そのためには技術的な意味でどういうメンバーの方がいいというようなご意見も含めていただきたいというものをメモことあると理解をいただけるとありがたいです。</p>
委員長	わかりました。なかなか難しい内容が書いてあるので。これは専門性の高い判断になりますので、ぜひ総合評価の実施組織、実施体制、評価組織が必要だということをもとに決をとる。それはもう間違いなく必要だということによろしい、作っていただきたいというお話でしたよね。
委員	はい。
委員長	ということです。まずそれを確認する。
委員	この報告書の中に入ってなくてもいいですか、最後の今後の検討のところ。
事務局	14ページが一番上の文章です。「施工者選定を適正かつ公正に行うために、以下の事項について、さらなる検討を進め、決定する必要がある。検討にあたっては、具体的な技術提案の項目や公平・公正な審査の進め方を定めていくために、専門的立場から検討していくことが必要である。」という程度にとどめてはいるのですが、どうでしょうか。
委員	今日これから決をとるとかいろいろありますけれども、それによって、5番なのかどうかはわからないけれども、そういう組織を置くことが望ましいか、必要であるという、この会議がそういうことを出しましたと。今、委員が、それがここにつかなければいけないのではないですかという。
委員長	この中に書かれるべきものなのか、それともこの報告書の後の話

発言者	発言内容
	なのかと。後の話ですか。
事務局	書かれてもいいと思います。
委員長	ではこの中に、最後の今後の進め方のところで、ここに書かれているような専門的な組織、体制が必要であるというふうに書いていいですか。
事務局	もう少し具体的に追記します。
委員長	適切な書き方をしていただければと思います。それはいいですね。
委員	やはりこれは（５）でしょうね。４で評価項目のことが少し触れられているので、それは、我々は今までに議論していただきましたので、そういう議論については改めて別の組織で検討しなければならないですよということが今ここで決められたということですね。
事務局	ありがとうございます。
委員長	それでは、実施体制としてそういう組織が必要だと。今後の検討の（１）はそれでよろしいですね。
事務局	はい。
委員長	（２）のメンバーの構成についてというのは、現在開かれている委員会の委員をベースにして、委員を加えて十分な体制でやりたいというようなことだと思いますし、今回のインフラの乗りかえをしながら工事を進めていくということからすると、設備の専門家の参画が必要だと思いますけれども、今回参加はいただけませんでしたけれども、委員として建築構造については中埜先生がおられますので、設備の先生を加えるというようなことがよろしいのではないかと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか、よろしいでしょうか。
委員	設備は大事ですよ。
委員長	ここまでこのプロジェクトについて何回か説明を伺ってよく理解しているこの委員会のメンバーに加えて、環境設備系の先生を含めるのが望ましいのではないかというのが、この委員会、我々が引き続きやりますと決めるというのは何となくおかしいような気がしますけれども、そういうことでよろしいですね。
事務局	よろしく願いいたします。
委員長	それで、少し話が戻りますけれども、この報告書の中で建築、設備一体の発注ですということがあって、そこの記述がもう少しあったほうがいいのではないかという話が区からありますが、これについて何かご意見があれば。
委員	３つも書かれているからいいのではないですかね。
委員長	よろしいですか。そういう背景もあったということで。 では、このプロジェクトの成り立ちをよく理解していただけて、かつ、専門的にインフラの盛りかえ等について適切な判断をいただける設備の専門家の方の参画を我々としては望みたいということでよろしいですね。

発言者	発言内容
委員	JVにするかどうかみたいなのは決まっていたか。
事務局	それはまだ決まっていないので、後段の議論になるかと思います。
委員長	異業種JVというのがあるかどうか、それはわかりませんか。
事務局	次のステップでの検討かなということで、今整理させていただいています。
委員	今、委員長が言われた話からすると、異業種JVがいいのではないかというような方法も。
委員長	異業種JV、それからあと地元の中小的業者さんを入れたJVを混合入札等で入れていいか。混合入札の可否かというのは、どこで決めるのですか。米印の選定委員会で決めるのですか、それとも、その次にできる評価体制の中で。でも評価体制の委員会でそれを決めるというのもまたおかしな話ですよ。
事務局	具体的な募集要項なども含めてそこで検討していこうと思っていますので、要するに、今言ったような我々が想定していない設備もミックスしたJVというのは、我々では今までも実績がないですから、そういう議論の中から、通常であればJVのところ、今回はJVではなくてもできる場合があれば、単発でもいいし、JVでもいいし、JVの形も建築と設備などでできるのではないかということまで話が及ぶと思っています。そういったものも踏まえながら、また改めてそういうご意見を既存の入札選定委員会で決めながら段階的にやっていくという感じになると思います。まず、要綱を作って、募集要件や、どんなことを評価項目にしたほうがいいのかといったところをお決めいただくというか。
委員長	<p>総合評価の評価項目として、地元業者の方を下請で入れる、地元業者の方とJVと組む、異業種JVを組む等に対して、評価ポイントを決めるというテクニカルな問題がありますけれども、それより以前に、例えばこれまで工事額の大きなもので、余り細かく分けてやると発注者として手に負えなくなるという懸念もあったわけで、JVという一体となったパッケージで発注できるということは担保されているわけですよ。</p> <p>JVも、施工者さん、つまりゼネコンさんに任せて決めてもらうのでいいかどうか、それからあと、その評価をどうするかというのは非常にテクニカルで難しいのではないかなと。それによって発注者とか、それから評価委員会の中で評価の低い、あるいは評価の高いパッケージでJVとかで入ってきた場合に、理由が明確ではないままに高い点が与えられる、低い点が与えられるみたいなことは、やはり我々としては純粋に考えたいと皆さん思いますよね。そこは非常に難しい。どういう調達をしたいかという発注者さんの意見というのは当然ありますけれども、それをどうやって論理づけて評価するかというのは、もしお任せいただくとすれば、かなり難しい話になるということだと思います。我々で決めていいですか、そ</p>

発言者	発言内容
	<p>れとも、方針として持っていた方がいいのかというのは、我々としては、発注者さんに判断していただいて、大きな方向性はいただいたほうが全体として上手くいくのではないかなという気もしますけれども。</p>
事務局	<p>例えば一括発注だけれども、JVも可とするとか、JVの種類も異業種JVも可とするとか。</p>
委員長	<p>今までしてきた一体化がいいという、パッケージは1つでいいという話に、JVをどう評価するかという話は、矛盾はありません。会社としては別だけれども、JVで出てくればそれは一元化されているわけだし、例えばコストオンでやるといっても、それは一体化されているので、そこの問題は難しいですね。</p>
事務局	<p>要綱についても、さまざまな自治体でも事例がありますので、今般のこの工事を施工していくに当たってそういったところを参考にしながら、案をお示ししながらそれに意見をいただいたり、あるいは、普通の選定委員会の中でも、こういうような格付といつも言っていますけれども、こういうような事業者レベルで、こういうような要件で募集をかけていこうと。そういうような案というものはつくれるとは思いますがけれども、それが本当にそれでいいのかどうかというのは判断ができないので、そういった部分についてきちんと、いやいやこういうふうにした方がいいのではないのかとか、そういうご助言をいただくのかなと私はちょっと漠然とは思っております。我々で想定する項目はこうだけれども、いやいやこういう視点が大事だし、今回の工事ではこの部分の配分というのを多目にした方がいいのではないのかとか、そういった部分をご助言いただくイメージではないかと考えています。</p>
委員長	<p>地元業者さんと大手のゼネコンさんがJVを組んだ場合に、それを総合評価で高く評価するというようなことは、見解を持っておかないと大変ではないかなというふうに思います。それがまず1つです。</p> <p>それとともに、建築設備業者のJVみたいなものが出てきた場合、これも建築と設備と横に割るか、規模でゼネコン、JVを組むかというのと同じような問題であって、設備を含めた異業種のJVはどう評価するかというと、それはまたちょっと、それが地元業者だったりすれば、やはり同じように評価しなければいけないということもあると思います。それを理詰めで説明できるようなことが発注者さんのほうで用意できるかと。JVも一体化したパッケージであるというふうに判断しないとおかしいですね。</p>
委員	<p>今回この委員会でおまとめいただいた提言を、9月の議会でご報告をすることになります。恐らくさまざまご議論はあろうかと思いますが、14ページの5の(2)の地域経済振興の方策に書かせていただいたようなことについて、どういう配慮をするかというような</p>

発言者	発言内容
	<p>ことは議論になろうかと思いますが、4でご提言いただいた方針で臨むつもりであります。</p> <p>恐らく、工期、工区を分けないとなった瞬間に、完成工事高としてはかなり、達する事業者さんが区内に余りありませんので、なかなかちょっと競争状態をつくるのは難しいかなとは思っておりまして、地元を使っただくと点数上少し加点できますよということはあるかと思いますが、それは技術的にまたご相談をさせていただきながらやらせていただくことになると思いますが、基本は今回いただいた提言に沿って進めていきたいということで。</p>
委員長	<p>わかりました。今のお話で、工事全体の規模を1本で出すということから考えて、JVを組むにしても、おのずと参加する業者については、制約はかかるだろうと。</p>
事務局	<p>14ページの5の(1)、(2)の思いとしては、(2)は当然区内地元事業者を意識しておりますけれども、ここはJVの話ではないですよ。読んでいただくと、協力事業、下請事業の部分とか分離発注。一体工事の中で、例えば先行工事的なもので分離発注することで受注機会をふやすということを書いており、(1)のJVというのは、先ほどお話が出たように、異業種JV等は確かにあるかという議論は必要なのかなということ意識して(1)は書いているという思いです。確かに異業種JVだって一括なので、単体の参入と異業種JVの点数を変えるかどうか、同じでもいいのではないかな。要するに同じ一括だから、そこで点数を変える必要もないというような考え方もあると思いますので、そこが今この時点で決めかねるなという思いで記載をしています。</p>
委員長	<p>では、今後の検討については、資料2について、今のようなお話も含めてご理解いただいたことにさせていただきます。まだこれから若干いろいろあるかもしれませんが、進めていきたいと思います。</p> <p>それでは次に、議事(3)で検討委員会資料の公開についての説明を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、検討委員会資料の公開についてご説明いたします。A4の資料3という「世田谷区本庁舎等整備施工者選定手法等検討委員会資料一覧」という表をご覧ください。第1回の検討委員会でご議論いただきましたが、同委員会で使用した資料については、委員会の終了後に、今後の施工者選定に支障のないものについては公開することといたしました。資料3のとおり、1回から3回の検討委員会で使用した資料の一覧でございますけれども、右の欄に公開の可否ということで、全部丸をしてございまして、特に今後の施工者の選定において支障があるというものはないかと事務局では考えておりまして、このような案で出させていただいていますが、よろしいでしょうか。全て公開できるものと考えておりますが、よろしい</p>

発言者	発言内容
	でしょうか。
委員長	<p>基本的に全て公表になる、事後公表になるということを前提として進めてまいりましたので特段問題ないかと思えます。それでよろしいでしょうか。</p> <p>では、今日の決定事項の総括ですけれども、事務局のほうからおさらいしていただけますか、今の決定事項を。</p>
事務局	<p>まずこちらの報告書の案につきましては、大筋オーケーということで、修正をしていただいたものに反映させたものを週明け早々にお送りいたしまして、来週中ぐらいにお返事をいただきまして、さらにまとめたものを8月中旬に皆さんに1回見ていただく時間をとってお送りするというところで、最終的に委員長のほうからオーケーということだけでいただければ、9月の議会のほうにかけていくというスケジュールで考えておりますので、またその辺を記してお送りしたいと思えます。</p>
委員	<p>それは2ページ目の目的のところを書き加えるという話と、9ページ目の参考のところの書き方を考えて場所が移るかもしれないという話と、それからあとは最後の14ページ目のところ、(5)の一番最後に審議した結果を加える。主にそれぐらいの点だったと思えます。</p>
事務局	ありがとうございます。
委員長	それが議題1に関連してですね。
事務局	<p>議題2に関しましては、一部報告書のほうに反映させるということと、その辺のことも整理したものを、報告書をお送りするときに改めて添付いたします。</p> <p>そしてメンバーの構成につきましては、設備の専門家ということを今回のメンバーの皆様に加えてメンバーとしていきたいということを議論いただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>委員の皆様、今確認しましたけれども、それでよろしいですか。少し宿題というか作業が発生しますけれども、今のスケジュールでよろしく願いいたします。</p> <p>そのほか事務局から何かお話はございますか。</p>
事務局	<p>3点ほど事務的な連絡がございます。</p> <p>1点目は、本日の議事の要旨につきましては、作成次第、各委員の方にお送りいたしますので確認をお願いいたします。議事の要旨につきましては、確認いただいた後、区のホームページに公開いたします。</p> <p>2点目ですが、第2回の委員会、本日の会議録につきましては、こちらも作成次第、各委員の方にお送りいたしますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>今申し上げた会議録につきましては、施工者が選定された後に公開いたします。詳しい版は選定された後に公開いたします。また改</p>

発言者	発言内容
	<p>めてご案内は差し上げますが、よろしく申し上げます。</p> <p>3点目でございますけれども、検討委員会の報告書につきましては、先ほど申し上げましたが、9月上旬の区議会の特別委員会で報告した後、区のホームページにて公開いたします。先ほどご確認いただきました委員会の資料につきましても、そのとき、報告書とあわせて公開いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>議会の特別委員会でどんな議論がされたかということも別途ホームページに報告されるわけですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員長	<p>結果がわかりましたら、我々にもご案内いただければ。ここを見てくださいで結構ですので、言っていただければと思います。</p> <p>では、これでよろしいですか。とりあえず第3回の検討委員会をもちまして、この委員会は一旦終わりと。</p> <p>きょうは短い時間でしたけれども、ご審議をありがとうございました。</p>